

評議員資格に関する申し合わせ

平成17年5月27日 施行
平成24年5月26日 改定

細則1:評議員の選任および退任
第1条:評議員候補者

(申し合わせ事項)

「1. 輸血学・細胞治療学に関して功績のあった者」について

下記(1)及び(2)の条件をともに満たすこと。

- (1) 会員歴満5年以上の者で下記表★により50単位以上の実績があるもの、または日本輸血・細胞治療学会認定医、認定輸血検査技師制度の認定輸血検査技師の資格を有する者。または、学会認定・自己血輸血看護師制度の自己血輸血看護師、学会認定・臨床輸血看護師制度の臨床輸血看護師、学会認定・アフエレーシスナース制度のアフエレーシスナースの資格を有する者。
- (2) 筆頭者としての輸血学・細胞治療学に関する論文★★が1篇以上あり、且つ、筆頭または共著者としての論文が1篇以上日本輸血細胞治療学会誌に、掲載されている者

★★論文とは、日本輸血細胞治療学会誌など査読によって論文の採否を決めている学会誌が原著論文・症例報告・総説・その他の論文として掲載したものとする。

| ★ | | 筆頭 | 共同 | 備考 (共著) |
|-------------------------------|--------------------------|----|----|-------------------|
| 認定医申請資格審査基準単位 50点以上 | 原著論文 | 20 | 5 | 輸血学・細胞治療学関連のものに限る |
| | その他の論文 | 10 | 3 | 同上 |
| | 学会等発表 | 10 | 2 | 同上 (抄録記録のあるもの) |
| 認定輸血検査技師 資格審査基準単位 50点以上 | 原著論文 | 20 | 8 | 輸血学・細胞治療学関連に限る |
| | その他の論文 | 10 | 5 | 同上 |
| | 学会等発表 | 10 | 5 | 同上 (抄録記録のあるもの) |
| | | 全国 | 地方 | |
| | 学会、講演会、研修会等参加 | 7 | 5 | 輸血学・細胞治療学関連に限る |
| | 学会主催の教育活動等 技師学校での教育活動 | 7 | 5 | 輸血学・細胞治療学関連の委員 |
| | | 5 | | |